

学齡期職業体験事業業務委託仕様書

1. 業務目的

次世代の労働力を担う小中学生及びその保護者に対し、人材不足分野（製造業、建設業、ものづくり分野、運輸分野）、新たな産業・技術（IT 分野）などの幅広い分野の職業を直接体験する機会を提供し、学齡期からの就業意識の醸成を図る。

2. 業務概要

（1）事業の概要

①下記（ア）～（ウ）の事業を実施すること。

（ア）県内の小学生を対象とした、幅広い分野の職業の従事者、熟練技能者による体験教室（以下、「体験教室」という。）

（イ）県内の中学生を対象とした、幅広い分野の職業の従事者、熟練技能者による実演講話（以下、「実演講話」という。）

（ウ）県内の小学生とその保護者を対象とした、幅広い分野の職業の従事者、熟練技能者による出前体験教室（以下「出前体験教室」という。）

②上記①（ア）～（ウ）については以下を含めて実施すること。

（ア）参加者及び参加校の募集、調整並びに選考

（イ）参加者及び講師等の安全管理

（ウ）災害・事故等発生時の連絡、調整

（エ）事業実施状況の把握及び報告

（オ）その他事業の実施に伴い当部が必要と認める事項

③ 委託上限額

（ア）受託業務に要する経費については、2,999,810円（消費税及び地方消費税10%相当額を含む）を上限に支払うものとする。

・当該経費は、個々の経費の積み上げであって、事業の実施に当たって直接的に必要となる経費の他、上記②に掲げる業務に要する経費を含めること。

・対象として認められないものは、この事業の遂行上必要不可欠なものではない経費とする。

（例：事務所賃貸料（出前体験教室の施設賃貸料は除く）、交際費、社会通念上必要でないと考えられる旅費や食料費。）

(イ) ① (ア) ～ (ウ) への参加者からの費用徴収は不可とする。

(ウ) 委託費は、原則として事業終了後、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。なお、委託契約を解除した場合は、委託費の額は、事業開始日から委託契約を解除した日までに要した経費のうち、当部が必要と認める額によることとする。

(エ) 委託期間は、契約締結日から令和7年3月14日（金）までとする。

(2) 事業の設定・実施に関する詳細

① 体験教室

(ア) 実施場所

県内に所在する小学校。なお、これにより難しい場合は人材・雇用政策課が受託者とこれらの事項について協議できるものとする。

(イ) 事業内容の設定

- ・職業の従事者については、経験年数が7年以上又はこれと同等と認められるものを講師とする。
- ・ものづくり分野の熟練技能者については、技能士の資格を有する者又はこれと同等と認められる者を講師とする。
- ・講師の熟練した技能等を見るだけでなく、体験型形式で進め、参加者である小学生が、理解でき、興味を持って取り組めて、それぞれの職業や技能等の大切さ、素晴らしさを感じることができる内容の体験作業を行うこと。
- ・1校の実施につき1名の現場責任者を配置すること。
- ・講師は各職業、職種ごと適切な人数を配置すること。

(ウ) 実施数・実施時期等

- ・実施数・実施時期は下記に記載する事項を標準として設定すること。ただし、応募状況等により、これにより難しい場合は、実施計画数と募集結果等を勘案し、人材・雇用政策課が受託者とこれらの事項について協議することができるものとする。
- ・実施数 18回以上（1回15人以上、1校につき、複数回設定可）
- ・職業分野、職種等

製造業、建設業、運輸分野、IT分野 いずれか計6回以上
ものづくり分野 12回以上

ものづくり分野については、原則として1校につき2回（職種）以上
ただし、参加者数が少なく、2職種以上の実施が困難な場合は、人材・雇用政策
課と事前に協議すること。

・実施時期 令和6年7月以降

② 実演講話

(ア) 実施場所

県内に所在する中学校。なお、これにより難しい場合は人材・雇用政策課が受託者とこれらの
事項について協議できるものとする。

(イ) 事業内容の設定

- ・職業の従事者については、経験年数が7年以上又はこれと同等と認められるものを講師
とする。
- ・ものづくり分野の熟練技能者については、技能士の資格を有する者又はこれと同等と認
められる者を講師とする。
- ・講師による熟練した技能等の実演及び、講師の職業・技能に関する講話を通じて、中学
生が理解、興味を持つことができ、それぞれの職業及び職種に用いる技能等の素晴らし
さをより具体的に認識することができる内容とする
- ・また、1校につき1名の現場責任者を配置すること。
- ・講師は各職業、職種ごと適切な人数を配置すること。

(ウ) 実施数・実施時期等

- ・実施数・実施時期は下記に記載する事項を標準として設定すること。ただし、応募状況
等により、これにより難しい場合は、実施計画数と募集結果等を勘案し、人材・雇用政策
課が受託者とこれらの事項について協議することができるものとする。
- ・実施数 28回以上（1回15人以上、1校につき、複数回設定可）
- ・職業分野、職種等

製造業、建設業、運輸分野、IT分野 いずれか 計7回以上

ものづくり分野 21回以上

ものづくり分野については、原則として1校につき2回（職種）以上
ただし、参加者数が少なく、2職種以上の実施が困難な場合は、人材・雇用政策
課と事前に協議すること。

・実施時期 令和6年7月以降

③ 出前体験教室

(ア) 実施場所

県内に所在する施設。

(イ) 事業内容の設定

- ・職業の従事者については、経験年数が7年以上又はこれと同等と認められるものを講師とする。
- ・ものづくり分野の熟練技能者については、技能士の資格を有する者又はこれと同等と認められる者を講師とする。
- ・講師の熟練した技能等を見るだけでなく、体験型形式で進め、参加者である小学生とその保護者が職業体験及びものづくりを通じてそれぞれの職業及び技能等の素晴らしさを感じ、広い世代に周知することができる内容の体験作業を行うこと。
- ・1施設の実施につき1名の現場責任者を配置すること。
- ・講師は各職業、職種ごと適切な人数を配置すること。

(ウ) 実施数・実施時期等

- ・実施数・実施時期は下記に記載する事項を標準として設定すること。ただし、応募状況等により、これにより難しい場合は、実施計画数と募集結果等を勘案し、人材・雇用政策課が受託者とこれらの事項について協議することができるものとする。
- ・実施数 2回以上（1回15人以上）
- ・職業分野、職種等
製造業、建設業、運輸分野、IT分野 いずれか1回以上
ものづくり分野 1回以上
- ・実施時期 令和6年7月以降

④ 共通事項

(ア) 参加希望者の募集及び選考

事業参加希望者の募集及び選考は、受託者が行うものとする。なお、募集及び選考の方法については、受託者によるものとするが、実施地域に偏りが無い等、その他公正と認められる方法によること。

(イ) 事業実施に当たっての留意事項

a 参加希望者の応募状況等に応じた措置

受託者は、応募者が目標に達しない場合は、人材・雇用政策課と協議のうえ、応募の促進に努めること。

b 事業参加者への対応

受託者は、事業終了までの間にあつては、参加希望者及び参加者からの苦情、各種手続き、その他の問い合わせのための体制整備を図ること。

c 人材不足分野等（製造業、建設業、運輸分野、IT分野）の実施回数

①～③全体で各分野のうち、製造業、建設業、運輸分野、IT分野をそれぞれ1回以上実施すること。

(ウ) 実績報告等

・実績報告書の提出

統括責任者は、事業完了後速やかに、次の内容並びに必要な事項を記載した事業実績報告書 を書面で1部及び電子ファイル一式を県に提出しなければならない。

a 参加者名簿

実施施設により参加者名の記載が困難な場合は参加人数等がわかるよう記載すること。

b 事業実施状況報告書

c 委託費精算報告書

(エ) 安全衛生

受託者は、事業を実施するに当たり、事故の防止等、参加者及び講師等の安全衛生については十分配慮すること。なお、災害、事故等が発生したときは、迅速に対応するとともに、速やかに人材・雇用政策課担当者あて連絡すること。

(オ) 個人情報の管理

a 参加者の住所・氏名等は個人情報であるため、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づく、個人情報の適切な管理をすること。

b 受託業務の実施に当たって知り得た参加者に関する個人情報については第三者に漏らしてはならないこと。

c その他個人情報の管理については、別記「個人情報取扱特記事項」によること。

(カ) 満足度調査の実施について

当事案参加者を対象に、事業内容についての満足度調査を実施し、その結果を集計の上、分析結果を報告すること。

(キ) その他

別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載している事項を遵守すること。